

美浜発電所 3 号機の出力上昇中における運転上の制限の逸脱・復帰

2025 年 5 月 27 日

関西電力株式会社

美浜発電所 3 号機（第 28 回定期検査中）において、定格熱出力一定運転に向けた出力上昇中（電気出力約 75% で保持中）のところ、2025 年 5 月 26 日 21 時 00 分頃に運転員が、炉外核計装^{※1}（以下、N I S）の指示値が校正前より約 10% 低くなっていることを確認しました。

原因を確認した結果、5 月 26 日 17 時 3 分に実施した炉内外核計装照合校正^{※2}にかかる入力データに誤りがありました。そのため、5 月 27 日 3 時 34 分に N I S 指示値を再校正しました。

炉内外核計装照合校正から再校正までの間、原子炉出力よりも N I S 指示値が約 10% 低くなっていたため、5 月 26 日 17 時 3 分から 5 月 27 日 3 時 34 分の間、保安規定の運転上の制限^{※3}を満足していない状態にあったと本日 12 時 00 分に判断しました。また、N I S 指示値の再校正により、保安規定の運転上の制限の逸脱から復帰していることも本日 12 時 00 分に判断しました。

保安規定の運転上の制限を満足していない期間において、他の監視計器やパラメータにより原子炉出力に異常がないことを確認しています。

なお、本事象による環境への放射能の影響はありません。

- ※1：原子炉容器の周囲に中性子束検出器を設置し、原子炉出力に比例した中性子束を監視する装置
- ※2：燃料配置により出力分布が変化するため、炉内に検出器を一時的に挿入し炉内の出力分布に合わせて炉外の検出器の指示値を校正する作業
- ※3：運転上の制限とは、安全機能を確保するために必要な機器（ポンプ等）の台数や、原子炉の状態毎に遵守すべき温度や圧力の制限を定めているもの。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に措置を行うことが必要。

以 上